

## 【資料】 奥田先生の分離分人法

福留, 久大  
九州大学 : 名誉教授

<https://doi.org/10.15017/4774151>

---

出版情報 : 奥田八二日記研究会会報. 8, pp.354-356, 2022-03-31. 奥田八二日記研究会(九州大学大学文  
書館内)  
バージョン :  
権利関係 :

【資料】

奥田先生の分離分人法

福留 久大

(一) 表題の「分離分人法」のうち、分離は、解決すべき問題・課題の分離を意味する。「分人」が造語である。解決すべき問題・課題の認識において、大学教授、就中、学生部長職にある教授としての身と純粋な観察者としての身を分割して、認識においては「純粋な観察者」の身に徹するという姿勢を指す。普通に「分離分割」と言えば分かりやすいのだが、この言葉が私には「国鉄の分割民営化」を連想させるので、それは避けたいという思いがある。そういう次第で、一人の人間を「学生部長職にある教授としての人」と「純粋な観察者としての人」（社会問題分析の科学者としての人）に分けるという意味で、敢えて「分人」の造語を使用することにした。

(二) 2017年の葦水忌で、1969（昭和44）年10月25日の西日本新聞10面の記事、「前進か、荒廃か——機動隊導入後の九大を分析する」と題する、当時の九大学生部長・奥田八二（1920—2001）教授と水波朗（1922—2003）法学部教授の対談の記録の複写を配布した。

この対談記録に見られる課題・問題の捉え方について、奥田氏の「課題の分離」、水波氏の「課題の総合」を、御二人の大学問題に対する姿勢の特徴と指摘した。要点を再録してみる。

「記事の冒頭に奥田見解の中心論点がこう述べられている。＜機動隊導入に際しては、大学自治の立場からの絶対反対論や時期尚早論など多くの意見があった。だが、それらの意見を十分考慮したうえでの決断であった。もちろん、封鎖学生の運動目標、行動事実、思想などにもギリギリのところまで配慮し、事態の好転を待ったが、結局説得の見込みがないと思わざるを得なかった。」「誤解のないように強調されなければならない最大の点は、機動隊導入ということは、教養部学生の学部進学、電算機センター再建、奨学金打ち切り、来年度入試などタイムリミットを抱えた多くの課題に対し、事態の局面を「回転」させるための、事務的なものだったということだ。だから機動隊導入問題を、大学の理念だとか、理想だとか、教育上の配慮とかいう論理と安易に結び付けられると誤解を招く」。このように「事務的なもの」と「理念・理想」とに課題を分離して、当面の優先事項を「事務的なもの」に絞った所に奥田見解の特徴を見ることが出来る。

水波見解の要点は次の通り。「奥田教授の言われる『事務的』ということは私にも理解できる点もある。機動隊導入によるメリットもまたわからないわけではない。しかし“事務的”ということはあくまで事務レベルの分野であり、大学全体の観点に立てばもっと総合的な姿勢や判断があろう。大学としては総長および評議会などによる総合的な判断を下すべきだ。事務的処理やその能率からの判断が、大学の理念を無視するものであってはいけない。今回の導入の悲劇の原因がここにある」。水波氏は、大学の理念を重視してその理念に添う形で「事務的処理」も行われることを求めている。大学としての優先事項を「大学の理念」に置いてその枠にふさわしい事務処理を求めるのだから「課題の総合」と形容できるだろう。

(三) 今回配布するのは、「社会問題月報」1969年8月号掲載の奥田八二「学園紛争の中に立って」である。この稿の執筆時期、奥田氏は九州大学学生部長として、「封鎖学生」について「結局説得の見込みがないと思わざるを得ない」という判断に基づき、10月14日の機動隊導入に向けて決断を迫られつつあった。通常であれば、学生部長として「封鎖学生」の非を唱え「機動隊導入」の必要を強調する、そういう論調になることが想定される。確かに、第1節や第5節において「ゴロツキと少しも変わるところはない」「全くの狼藉というほかはない」「暴力と無秩序」への言及がなされてはいる。だが、同時に、「そうした学生たちは正義感にも合理的に問題を考えている」「取りえといえば、その正義感と理性である」ことも付言される。

第2節では、「学生の要求は、消極的であれ積極的であれ、ほとんどは理にかなったものである。たとえば寮を建てよという要求など誰の目にも明らかに学生の言い分が通っている」とまで言われる。「人間が集団をなして生産的文化的な活動をするとところでは福利厚生施設が政治を抜きにして必要だということを知るべき」大学当局や予算を司る文部当局が、その必要を無視しているとして鋭く批判される。「現実の大学の内部は制度的に矛盾だらけなのである」という慨嘆が続く。

第3節に至ると、「県庁や郵便局や駅」との比較において、大学の抱える「矛盾」が「真理探究の場」であることに求められる。学問としての真理探究において、教師と学生は対等平等である。真理の前に師と弟子の差はない。しかし、制度としての真理探究において、学生は教師の指導下で答案や論文を書き教師はそれを評価して、社会人として学者の卵として送り出す。制度的には師と弟子の差は避けられない。観念と論理の世界に生きる学生が徹底した対等平等を求めて止まない時、この制度の壁にぶつかることになる。奥田氏が言う「大学もまた矛盾多き体制側の一機関だという観点」とは、そういうことなのだろう。

第4節では、「体制の秩序と真理との矛盾が一体になっているのが今日の大学の姿なのである」とされ、「大衆が基本的には合理化に反対し安保に反対せねばならぬような社会においては当然にも受けとらねばならぬ大学の宿命である」と位置づけられる。その条件下では「学生の暴力、大学立法のような国の暴力によっては、〔中略〕ゆがんだ大学に変形するだけでしか」有り得ないのであり、「大学は1つの制度なのであるから、制度の変革は制度の変革らしい運動によることなしには成就しない」というのが、第5節で示される結論である。

社会制度の変革であれ、大学制度の変革であれ、「制度の変革らしい運動」とは、具体的にはどのようなものなのか、それを探るのは私たちに残された課題なのであろう。

(2018年1月10日)